

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。四十三番坂下賢君。

〔四十三番 坂下 賢君登壇〕

○四十三番（坂下 賢君） まず質問に先立ちまして、さきの能登半島地震において犠牲になられました皆様に哀悼の意をささげたいと思います。そして、被災した皆様にもお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問を始めます。

まず、災害対策の徹底と強化について。

令和六年新年の幕開けに、北陸、能登半島においてマグニチュード六、最大震度七を記録する大地震が発生し、大きな被害が生じております。気象庁の発表によると、震源の深さは約十六キロで、揺れは阪神淡路地震に匹敵するほどの見解が示されております。特に被害が甚大だった石川県珠洲市や輪島市、七尾市、穴水町などをはじめ、複数の市町で現時点において関連死を含め、計二百四十名もの犠牲者が確認され、いまだ行方不明者の捜索が行われております。また、輪島市では、観光地でもある輪島市朝市周辺で震災の影響による火災が発生し、二百棟以上、約四千平米が消失するなど、火災による被害が生じております。輪島市の場合、木造住宅が密集しており、地震直後での確保困難などにより、初期消火が遅れたため拡大したとの見方が指摘されております。更に各地において津波も観測されており、地震発生直後に珠洲市や七尾市では、四メートル超え、その他、県外の富山県富山市や新潟県上越市においても津波の痕跡が確認されております。津波の原因については、専門家からは、富山湾の海底で斜面の一部が四十メートルにわたって崩壊したことが、海上保安庁の調査で確認されており、そのことが原因ではないかとの可能性を示唆しております。東日本大震災との大きな違いは、犠牲者の多くが津波よりも建物の倒壊による圧死や窒息死であることが分かっております。特に被災地では、住宅被害は二万四千四百十一棟で約三五％が倒壊の危機にあります。特に被害の大きかった石川県珠洲市や輪島市、能登町の二市一町では、高齢化により住宅の耐震化が進んでおらず、耐震基準強化前の住宅が六割だったことが国交省の取りまとめで分かっております。我が県では、全国平均八七％を上回る九二％が耐震性を有しておりますが、特に年配の一人暮らし世帯など、今後更に進めていく必要があります、そのた

めの調査の徹底や周知、補助制度充実など施策が急務と考えますがいかがでしょうか。あわせて、倒壊の危険のあるブロック塀の改善・撤去について、我が県はスクールゾーンにおいて比較的早くに取り組んできたところですが、今後の推進策について伺います。更に石川県輪島市や珠洲市をはじめ、能登海岸各地で液状化により最大四メートルの隆起が見られることが確認され、岸壁付近が陸地化する、または水深が浅くなり漁船が接岸あるいは出航できないなどの被害が、石川、富山、新潟三県で計七十一漁港に発生し、漁船の転覆や沈没、座礁・流出など、漁船被害は約百七十隻に及び、福井県を含めて四県に及んでおります。東日本大震災の際にも、我が県では漁港や漁場、漁船、水産加工施設など甚大な被害が生じており、震災を契機として水産業から離れる関係者も多数おりました。その間、失った販路の回復・開拓、福島第一原発事故による風評被害対策など、関係者の並々ならぬ努力があったことは言うまでもありませんし、全国から漁船の無償提供などをはじめとする、絶大な支援があったことは忘れてはなりません。そして、震災から十三年かけてようやく震災前の漁獲量・金額の水準まで戻すことができたのは、単なる復旧にとどまらない、震災に強い施設や新たな取組や人材育成などをつくり出すことが肝要と思いますが、県はこれまでどう取組、実践してきたのでしょうか、お答えください。

当時知事は、県内漁港の集約化を打ち出しましたが、漁業関係者からの猛反発もあり、実現しませんでした。また、漁業関係者から、浜の分断を招くなど反対の声の大きかった水産業復興特区について、知事の強引とも感じられた手法で導入されたものの、結局、桃浦の一家のみで、それに続く参入の動きはありませんでした。私はそのことから、災害に強い漁港施設づくりや漁場の確保、粘り強い漁業復活への関係者一丸となった取組こそが、功を奏したものと思いますが、所感をお聞かせください。

また、こうした経験を能登半島地震の被災県や水産・漁業関係者にも伝えていくことは、日本の水産業にとっても非常に重要と思えますが、県の考え方をお聞かせください。

北陸電力志賀原発では、一号機、二号機ともに変圧器に亀裂が入り、油が漏れ外部電源の一部が使えなくなるなどの被害がありました。その時点では、放射能漏れなど確認はされなかったようですが、その後、一号機の非常用ディーゼル発電機を試運転した

ところ、その一つが自動停止するなどの不具合が生じております。また、能登半島北部にある海底活断層の連動が北陸電力では合わせて九十六キロとしていたものが、今回の能登半島地震では百五十キロと想定をはるかに上回る結果となりました。原子力規制委員会では、今回の地震を受け、震源の活断層について確定するには、年単位でかかり、審査はそれ以上かかる、と審査の長期化を指摘する結果となりました。また、志賀原発で重大な事故が発生した場合の避難ルートの一一路線中、七路線が通行止めになるなどの問題も生じております。原子力規制委員会では、先月十七日に行われた第五十九回の会議において委員から、能登半島地震の状態から今までの指針は複合災害の想定が足りないなどの意見が出され、原発事故の際の屋内退避の在り方について再検討する方針を示しました。女川原発二号機は、本年五月の再稼働予定を、追加工事のために数か月延期するとしており、昨日、再稼働を九月に想定しているということが発表されましたけれど、規制委員会の再検討時期、内容、また、複合災害を想定した県や市、町の避難計画改定、避難道路の整備などの勘案の上、県民理解が得られるまで二号機の再稼働について、当面の間、見合せ凍結すべきと思いますが、知事の考えをお聞かせください。

被災地では、現在、孤立集落は解消されたようですが、能登半島の地形上道路は寸断され渋滞も深刻であり、復旧作業車両や支援物資の配送もままならない状況であり、かつまた、大雪や降雨による二次災害の危険もあり、復旧や救出作業も思うように進まなかったとのことであり、大災害発生直後の特に最優先の人命救助など、初動体制の構築の難しさが浮き彫りとなりましたが、東日本大震災発災を経験した我が県として、災害の種類にもよりますが、まず学んだことは、できるだけ自分の身は自分で守る、津波の危険が報じられれば、海岸付近には近づかず高いところへすぐ逃げる、などがまず一番と思いますが、テレビのアナウンサーも、海に近づかず高いところへ避難して、と繰り返していたのが印象的でしたが、知事は、最大の被災県として、震災直後何をすべきか全国へどのようなメッセージを発信するのでしょうか、お聞かせください。

能登半島地震による避難者は、当初三万人超えと言われておりましたが、震災から約五十日たった現在でも、なお二次避難を含め一万四千人超えと言われております。このうちホテルや旅館に避難している被災者は約五千人ですが、いつまで入れるのか分からずに不安な日々を過ごしている方も多いと聞きます。また、在宅避難者については、

いまだ把握しきれていない現状であります。被災地での仮設住宅への入居は始まっているようですが、仮設住宅やみなし仮設、公営住宅、自宅へ戻るなどの選択を迫られる中、まだまだその整備が追いついていないのが実情です。避難所においても、水道などライフラインが未復旧で、トイレの不足など衛生面に問題があるなどにより、新型コロナウイルス感染症や感染性胃腸炎拡大を引き起こすなど、問題が発生しております。また、寒さで体調不良を訴える避難者も出始めており、その対策は急務であります。我が県では、宮城県十戸、石巻市十一戸、仙台市十戸など、計百四十七戸の公営住宅を用意しておりますが、一時的な被災者の受入れ及びスムーズな住宅提供体制について、現在はどうなっているのでしょうか、お答えください。

これまで我が県や県内市町村からも、ステージに応じてその都度、情報連絡員はじめ物資拠点支援業務、避難所運営支援業務、住家被害認定調査業務などに行政職員などを派遣、また、保健師、医師、看護師など医療スタッフの派遣が行われており、被災地の初動体制立ち上げや被災者の健康維持に貢献しております。まだまだインフラ整備が十分でなく、交通渋滞を招く、救急車両の妨げになる、仕分など人手が足りない、などを理由にボランティアの受入れは、事前登録したおよそ二万五千人、支援物資についても企業団体、自治体に限り、ある程度まとまった量でなど、まだまだ制限されているようではありますが、我が県においても、災害発生時の瓦礫や震災ごみの撤去、泥のかき出しや物資調達により復旧の進捗が進んだことで、ボランティアの存在や物資を調達できたことは有益であり、その体制整備は急務と考えます。災害ごみの処理も大きな課題となっており、輪島市や珠洲市、能登町や穴水町の能登半島北部二市二町での震災ごみの量は、通常の処理量の五十九年分と言われる、百五十一・三万トンで、石川県の災害ごみの量の約六割を占めております。石川県では二年間での処理完了を掲げており、県外での処理を極力要請しており、隣県の福井県で協力を表明しております。東日本大震災の際には、石巻市で五百三十八万トンもの災害ごみが発生し、およそ百年分の量と言われているようですが、北九州市はじめ全国からの支援もあり、数年で処理できたという実績もあり、アドバイスすべきことも多々あると思えますが、いかがでしょうか。

特に東日本大震災を経験し、最大の被災地とも言われ、日本中、そして世界各国から支援を受け、いまだ道半ばとはいえ、復旧・復興を着実に進めてきた我が県の役割は

大きいと思います。知事の能登半島地震の復旧・復興に対する我が県の使命、役割や取り組み姿勢、決意についてお聞かせください。

政府の地震調査委員会では、今年になってから、今後三十年以内に予測される大地震について発生確率を更新し発表しました。昨年まで三十年以内に宮城県沖で発生するマグニチュード七・四クラスの地震の発生確率を七〇から八〇%としていたものを、七〇から九〇%に引上げております。同時に十年以内でゼロから二〇%、二十年以内で八から三〇%と引上げられ、四十年以内は九〇%と変わらない予測でしたが、改めてこの発生確率の高さに対して畏怖の念を抱かずにはられません。宮城県では昨年十一月に最新の津波浸水想定や第五次地震被害想定調査の結果を盛り込み、東北地方太平洋沖地震でマグニチュード九とした場合、震度六強及び最大津波高二十二メートルで、県内死者数最大で約五千五百人、そのうち津波死者数約五千三百人を想定し、今後十年で死者数八割減を目標とするなど、地域防災計画、地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編に加え、原子力災害対策編それぞれに訂正を行っており、多様な主体と連携した被災者支援や、県内に大規模な被害をもたらす地震の想定、被害の予測、減災目標の設定などについて修正がされております。これまで東日本大震災を経ても震度六弱・強を記録する地震の頻発、台風十九号や令和四年の大雨による出来川や名蓋川をはじめとする風水害及び土砂災害の発生など、我が県では非常に大きな災害が頻発しております。今後三十年以内に高い確率で発生すると言われる大地震災害について、原子力災害や津波浸水想定を含めた複合的な災害発生についての被害想定や、避難シミュレーションなど必要と思いますが、いかがでしょうか。

我が県は、創造的復興の名のもとに、防潮堤や高台移転など大型土木事業に特化した復興に終始したとする声もありますが、自助・公助・共助の考え方を基本としつつ、原子力災害を含んだあらゆる災害に対応した避難計画確立とともに、減災という理念を盛り込んだ、複合災害に対応した防災計画の策定が急務と思いますが、いかがでしょうか。

県が進める仙台医療圏四病院の統合再編は、二つの組合せのうち、仙台赤十字病院と県立がんセンターを名取市内に統合再編する計画について、県、日本赤十字社、県立病院機構との間で、昨年十二月二十二日に基本合意が交わされております。合意内容に

よれば、新病院は日本赤十字社が主体となって運営すること、病床規模は四百床程度とすること、令和十年度中の開院をめどとすることなどが盛り込まれ、主な機能として、救急医療、周産期医療、がん医療、災害医療、新興感染症対応などが明記されております。知事は基本合意締結について、病院再編に向けて大きな一歩を踏み出したとし、今後協議で決まったことは、どんどん説明できるようにすると発言しております。この基本合意締結に先立ち県では十七日に太白区八木山地区において、また、締結の翌日には青葉区台原地区でそれぞれ説明会を開始しております。知事は基本合意について、同月十七日の説明会の前から決まっていたとする旨の発言をしておりますが、であれば、なぜ説明会の際にそのことについて触れなかったのでしょうか。後日の県の説明では、基本合意締結の前日に県立病院機構の理事会があり、発表できる段階でなかったとの説明をしておりますが、知事との認識と差異があるのではないのでしょうか、お答えください。

同月二十三日の説明会においても、そのことを問題とする声が上がっておりますが、県の明確な説明はなく、ガス抜きやアリバイづくりのための説明会の開催ではないか、などの県民の不信を招く結果となっております。知事は、病院がなくなる地元の人から厳しい意見が出るのは当然とし、今後も説明会を重ねて理解を深めたいとしておりますが、初めから地元住民に対して、不誠実と取られかねない内容では理解を得ることは難しいと思いますが、いかがでしょうか。

本年一月二十六日の説明会において、知事自身の出席を求める声も上がっておりますが、改めてお聞きいたしますが、知事も自らが説明会に出席し、住民や関係者からの生の声をしっかりと聞いた上で、賢明なる判断をしていくことが重要と思いますが、知事の考えをお聞かせください。

赤十字病院と県立がんセンターの統合再編により、県立がんセンターががん診療連携拠点病院として、これまで担ってきた機能について、東北大学と補完・連携を強め、他のがん診療連携拠点病院とともに、県内のがん政策において必要な機能を維持するとしておりますが、これまで県立がんセンターが有してきた、発がん制御研究部、がん先進治療開発研究部、がん薬物療法研究部、がん幹細胞研究部、がん疫学・予防研究部の五つの研究部が活動しており、今年に入ってから、薬物療法研究部による神経内分泌がんに関する研究論文が *Nature Communications* 誌、*Edito*

rs Highlights in Cancer、エディターが選ぶがん研究分野の重要論文に選出されるなどはじめ、高度ながん治療に対する研究が行われておりますが、今後、新病院の設置が実現した場合、東北大学にどう集約していくのでしょうか。

我が県の先進的ながん治療や研究が後退することが危惧されますが、知事の所見をお聞かせください。

本年一月十六日に国から、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合について基本合意に達したとのことで、重点支援区域に選定されましたが、選定に当たった条件として、関係自治体に丁寧の説明を行い理解を得ること、影響を受ける地域住民に丁寧の説明を行い理解を得ることの二点が課せられました。これに対して郡仙台市長は、国が重点支援区域を条件付で選定した前例はなく、県の丁寧さを欠くプロセスに疑問を抱いたのではと発言しましたが、こうした条件がついたことに対して所感があればお聞かせください。

また、仙台市のほうから県に対して、再編後の影響などを踏まえた救急医療体制の在り方など十二項目について協議を始めるよう申入れし、県も受け入れる考えを示しております。今後の協議について、スケジュールや村井知事と郡市長のトップ同士の会談などあるのかお示しください。

更に、国から課せられた条件をクリアするためにどう進めていくのかお聞かせください。

赤十字側によれば、病床数については全て急性期で四百床程度としており、医師を百二十から百三十人確保、診療科は三十一科程度とし、希少がんについては特に東北大と連携するなどの考えを示しております。現在病床数は赤十字病院で三百八十九床、県立がんセンターが三百八十三床で計七百七十二床であり、病床稼働率については、ここ数年間の平均で六〇から七〇%となっております。急性期病床については、過剰と言われているものの、半減とした理由についてお尋ねします。

令和五年四月一日現在、仙台赤十字病院には五百四十五名、県立がんセンターには五百二十八名の職員が働いていますが、病床数が半減すれば当然職員にも相当数の余剰人員が出てしまい、職員の雇用に大きな影響が出てきますが、基本合意では職員の処遇について、医療機能に関する詳細な協議を踏まえ、職員の意向に配慮した上で、日本赤

十字社・県・県立病院機構の三者で協議し決定との記載がされておりますが、具体的にどのように進めていくのでしょうか。

今回の統合による新病院の建設費については約三百億円で、日赤が百億円、県が二百億円の負担が見込まれていることが県から示されております。県の二百億円のうち、半分は地域医療介護総合確保基金などからの支出とのことですが、重点支援区域に選定され条件を満たすと、地域医療介護総合確保基金の優先配分や病床機能再編支援事業、統合支援給付金支給事業などにより、国からの財政支援が受けられるとのことで、交付予定の二十六億円を基金に積むことが今定例会で提案されております。県は今後どの程度支援が得られると見込んでいるのでしょうか、お聞かせください。

また、四病院の統合再編について。病院職員からも根強い移転反対の声が上がっております。東北労災病院の労組による職員アンケートには、看護師中心に百八十一件の回答が寄せられ、そのうちの七四％が反対、勤務継続は六〇％の人が困難という結果が出ております。また精神医療センターに勤務する職員に対するアンケートでは二百九十九名中百九十一名から回答が寄せられ、賛成は僅か二％で、反対は九〇％まで上り、富谷市に移転した場合は四割の人が退職すると答えております。両方のアンケート結果からは、富谷に移転したとしても継続勤務する職員が少数となり、医師や看護師はじめ人員を確保するのが相当困難であることが示されておりますが、いかがでしょうか。

県立精神医療センターの富谷への移転合築案については、これまで県からは名取の新病院に一日九十名程度、診療対応の精神科外来を設置する、最大百二十床規模の民間の精神病院を公募するなど二転三転しながら、いずれも頓挫・断念し、現在では富谷に本院、名取に分院を設置し、病床数について現行二百五十八床に対して、本院分院合わせて百七十床とし、一案、本院百二十床、分院五十床、二案、本院百四十五床、分院二十五床、三案、本院百十床、分院六十床として、分院の入院対応に差異をつけた三案を精神医療センターに提示しております。現場では人手と赤字を懸念しており、病床数の増加を県に対して要望しておりますが、協議はどの程度進んでいるのでしょうか。

労災病院と県精神医療センターの年度内基本合意締結を焦るあまり、現場を混乱させるようなことは、万に一つでもあつてはならないと思えますがいかがでしょうか。

いろいろと述べてまいりましたが、いまだ四病院統合再編の機は熟していないので



はないでしょうか。知事は、いま一度謙虚な姿勢で患者や地域住民、病院トップだけではない病院関係者、職員、医療現場にいる専門家の皆さんとも、胸襟を開いてじっくりと協議することが肝要と考えますが、所感をお聞かせください。

次に、東京アンテナショップ宮城ふるさとプラザについて伺います。

宮城県は、平成十七年に東京都豊島区池袋に開設し、十八年にわたって展開してきた、首都圏アンテナショップ宮城ふるさとプラザの閉店を決めました。令和五年一月に首都圏アンテナショップ在り方検討懇話会を立ち上げ、五回にわたって検討を重ね、今後の方針として、方向性一、現在の宮城ふるさとプラザを活用した販路拡大支援、方向性に、新たな情報発信・収集手法による顧客獲得支援の二つの案が示されております。懇話会においては、リアル販売、対面販売の重要性や、何らかの形でアンテナショップのような場が必要、人口減少が進み首都圏以外の大都市のみならず、地方都市を視野に入れた新規の顧客開拓が必要などの意見が出されたと伺っております。県ではこの二案を協議した結果、リアルとデジタル両面から、これまで以上に首都圏をターゲットとし、特に県産品との接点を増やす取組及び販売情報分析・活用スキル向上につながる事業に重点的に取り組むとし、現行の宮城ふるさとプラザの令和七年二月に期間満了となる賃貸契約を更新しない方針が示され、閉店とする方針が決定しました。この報道を受けて、県内外では常連客からは閉店を惜しむ声が上がっております。また、出品事業者からも、首都圏での販売拠点を失うと落胆の声も上がっております。開店以来、アンテナショップの運営を担ってきた公益社団法人宮城県物産振興協会では、会長名で、宮城県アンテナショップ宮城ふるさとプラザの「設置母体である宮城県の判断は、残念であるとしか言いようがありません。開設から十八年、延べ一千二百六十万人的お客様に御来店いただき、延べ八十億円にもぼるた皆さんの県産品をお手に取っていただきました。その間に積み上げられた、お客様からの信頼、また生産者の方からの期待は計り知れないほどの価値があると考えています。」とした声明を寄せ、「県内の生産者を支え、共に成長してゆくため、またお客様や生産者の皆さまに支えていただいた財産を失うことなく引き継いでゆくため、私たちが後継の店舗を開設できないか、検討を進めているところです。」と結んでおります。また、こうした動きを受けて、店の常連客でもある、宮城が生んだ人気お笑い芸人コンビ、サンドウィッチマンの伊達みきおさんは、自身がパー

ソナリティーを務めるラジオ番組冒頭で閉店の話題を取上げ、新人時代によく訪れたことを明かし、大変なショックと落胆の色を隠せずに、「天下の宮城がアンテナショップがないのは駄目ですよ」、「村井知事聴いているかな。誰もやんねえなら、俺がやるかな」と発言し、相方の富澤さんもそれに賛同しております。知事は、このやりとりを知って、大変ありがたい申出とし、二人の所属事務所にどこまで本気なのか確認するよう職員に指示を出したそうですが、会見の席で、「もしやっていただけるのなら、お金以外の支援は全力でさせていただきますと思う」と発言しております。私は、このやりとりを聞いて、非常に寂しさを感じてしまいました。幾ら超がつくほどの人気芸人の伊達さんの発言であったとしても、民間人、あるいは個人の方がここまで宮城を思い、アンテナショップを愛する気持ちがひしひしと伝わってくるのに対して、お金は出さないとした知事の発言には大きな違和感を覚えてしまいます。知事は、費用対効果を持ち出し、県の年間経費一億三千万円に対して、県の収入は一千万円だとすれば、残りの一億二千万円を、有効な形で使ったほうが効果的としておりますが、常設でない一過性の物産展などのイベントやコンビニなどの一角を借りた販売方式で、どの程度の効果が認められるのでしょうか。

実際に商品を手に取り、試食することなどができないECやネット販売などで、どこまで宮城県の特産品をアピールし拡販できるのでしょうか。

宮城ふるさとプラザを通して培ってきた豊島区との友好関係を、今後どう維持し再構築していくのでしょうか。

知事は、コロナ禍により取下げていた宿泊税について、六月議会以降に再度上程したい旨の発言をしております。提案前ですので賛否についてはまだ何とも言えませんが、この宿泊税の使途として、県産品をアピールし宮城県内への宿泊を促す目的として、物産振興協会を中心として賛同してくれる個人・団体などを募り、新たなアンテナショップを立ち上げるように促し、県も宿泊税を財源として財政支援するなどの考えはないのか、知事の英断を求めますが、いかがですか。

次に、県の教育行政について伺います。

宮城県教育委員会では、県立高校に勤務していた三十代女性教師が上司の男性教諭からパワハラを受けたことで、令和二年十月に自死していたことを明らかにしました。

男性教諭は、令和二年六月に他の職員がいる前で業務の内容について、当該職員に執拗に追い詰めるような態様で問い詰め、その後メモで両者間の業務上の伝達を行うこととなったものの、男性教諭が女性教諭に対して不満をぶつけるような手紙を女性教諭の机の上に置いたことから、管理職の指導によりメモを出すことを禁じられました。しかしながら男性教諭はメモを継続し、そのメモには女性教諭を非難する内容も含まれ、業務から排除する内容を記した手紙を女性教諭の机の上に置くなど、こうした一連の行為により女性教諭を精神的不安定にさせ、その後女性教諭が自死したとするものです。県教委は、こうした男性教諭の一連の行為に対して、パワハラがあったと認定し停職三か月の懲戒処分を下しました。

そこでまず伺いますが、県教委がパワハラを認定し処分するまで三年数か月が経過しておりますが、なぜここまで時間がかかったのでしょうか。

また当時、女性教諭から管理職に対して何度も相談があったと伺っておりますが、どのような対応がされたのでしょうか。

また、パワハラ行為があったかどうかについて、どの時点で調査を開始したのでしょうか。

教育長はマスコミの取材に対して、御遺族に心からおわび申し上げる。パワハラは決して許されない行為。個人間ではなく、学校全体の問題として組織的に対応すべきだったとコメントしております。県教委の教職員に対する懲戒処分原案の基準によれば、パワハラは懲戒処分の基準として停職が一番重いものとなっており、他都道府県にある免職は規定されておられません。今回の停職三か月とする処分については、軽いのではという声も寄せられておりますが、当初、教育長は処分は妥当とし、懲戒処分の基準見直しについて今後検討したいと発言しておりましたが、具体的な検討時期などについて明言を避けるなど、曖昧な態度に終始したように見受けられました。一転して、今月十日に行われた臨時校長会の席で、今年度中の基準見直しや相談窓口の開設について方針を示しております。処分についての批判の声が高まり、ようやく重い腰を上げたとの感がしてなりません。いかがでしょうか。

私は、前途有望な若い教師がパワハラにより精神を病み、自ら命を絶つといったこのような悲しい事態が二度と起きないように、教育長自らがスピード感を持ってリーダ

ーシップを發揮し、未来ある子供たちの教育を先生方が生き生きとし、やりがいを持ちながら能力を發揮できる環境をつくっていくことが、教育長、あなたの役目であると思いますが、いかがでしょうか。決意をお聞かせください。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 坂下賢議員の代表質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、災害対策の徹底と強化についての御質問にお答えいたします。

初めに、水産業の復旧・復興の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

私は知事として、我が県の将来の発展を見据えた創造的復興を掲げ、宮城の水産業の復活に向けて様々な取組を進めてまいりました。被災した漁港の復旧などの基盤整備をはじめ、みやぎ水産の日を核とした販路回復や、漁師カレッジの創設による人材の確保育成など、県内の水産業関係者の皆様と一丸となって新しい取組に邁進した結果、漁業産額は震災前の水準まで回復したものと認識をしております。また、拠点に機能を集約した漁港の復旧や、漁業法改正につながった水産業復興特区は、漁業者の減少や高齢化が進む水産業の将来を見据えた先駆的な取組であり、復興に大きな役割を果たしたものと考えております。このような我が県の水産業における様々な取組は、他の被災地域でも参考になるものであり、県といたしましては、甚大な被害を受けた能登半島地域の水産業関係者に対し、将来像を描きながら意欲を持って課題に取り組めるよう、東日本大震災での経験や我が県水産業での取組を伝え、早期の復旧・復興に向けて支援してまいります。

次に、女川原子力発電所二号機の再稼働についての御質問にお答えいたします。

女川原子力発電所二号機については、現在、原子力規制委員会から認可を受けた設計及び工事の計画に基づき、再稼働に向けて東北電力株式会社による安全対策工事が行われているところであります。再稼働の時期については、東北電力が判断するものですが、県では、発電所の状況等について随時報告を受けるとともに、必要に応じて立入調査等を行うなど、女川原子力発電所の安全管理の徹底を求めてまいります。また避難計

画については、女川地域の緊急時対応として取りまとめられ、国において原子力災害対策指針等に照らし、複合災害時の対応も含め、具体的かつ合理的であるとして了承されております。県といたしましては、能登半島地震の被害状況等を踏まえた原子力規制委員会の検討を注視するとともに、引き続き国、市町と連携し、訓練の実施等を通じて、継続的に避難計画の検証・改善を図ってまいります。

次に、東日本大震災の最大の被災県として、震災直後に何をすべきか、どのようなメッセージを発信するののかとの御質問にお答えいたします。

大規模災害の発生直後においては、命を守るために冷静な行動を取るよう呼びかけることが何よりも重要だと考えております。私は、東日本大震災の際、県民の皆様に対して、地震や津波が続いており、自身の安全に十分注意することや、生活の安全確保や災害復旧に全力を挙げるので落ち着いて行動するなどを呼びかけるメッセージをいち早く発信いたしました。県といたしましては、引き続き、東日本大震災の最大の被災県として、震災から得た経験や知識、ノウハウを全国へ伝えるなど、防災・減災の普及と被災地の支援に取り組んでまいります。

次に、復旧・復興に対する我が県の使命、決意等についての御質問にお答えいたします。

県では、災害廃棄物の処理に対する支援として、東日本大震災などで処理業務を経験した職員を能登町に派遣しており、災害廃棄物発生量の推計など、技術的な助言や提案を行っているほか、ボランティアの受入れに対する支援については、県内の社会福祉協議会が職員を志賀町に派遣しているところであります。また、私は、今月十日に石川県を訪問し、馳知事、大森能登町長とそれぞれ意見交換をしてまいりました。馳知事からは、県内の被災状況とともに、災害廃棄物の処理など、復興に向けた課題について説明がありました。我が県には、東日本大震災からの復興の過程で得られた経験や知識等を能登半島地震の被災地に伝え継いでいく使命があるものと認識しており、私からは、復興業務は長期にわたる対応となるため、継続的に支援していく旨お伝えしております。県としては、引き続き、被災地への支援に県庁一丸となって取り組んでまいります。次に、大綱二点目、仙台医療圏四病院の統合再編についての御質問にお答えいたします。

初めに、基本合意の発表についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年十二月二十二日に日本赤十字社、県立病院機構及び宮城県三者で基本合意を締結いたしました。それぞれの機関の最終的な意思決定が締結式の直前となり、十二月十七日に開催した地域説明会の時点では、基本合意が確実な状況ではありませんでした。また、基本合意の内容が確定した場合には、おのおの関係者、職員に対する説明を優先する必要もあつたことから、その場では言及できなかったものであります。

次に、説明会についての御質問にお答えいたします。

地域説明会での移転反対の御意見は、新病院の具体的な内容や地域住民への対応などについて、現段階では十分に示すことができず、移転後の地域医療に対する不安や懸念の声が上がつたものと受け止めております。基本合意の締結を受け、今後は日本赤十字社からも地域住民に対して説明を行っていく予定であり、県といたしましても、協議の進捗に応じてできる限りの情報提供を行うとともに、丁寧に御意見を伺いながら、地域住民の理解を得られるよう努めてまいります。

次に、説明会に出席し、住民や関係者からの声を聞いた上で判断していくことが重要との御質問にお答えいたします。

これまで開催した地域説明会では、病院再編に係る説明や意見交換について、副知事をはじめ、職員がしっかりと対応しており、出席者から頂いた御意見についても後日詳しく報告を受けております。私自身も各種要望や講演などの場で賛成・反対それぞれの声を直接聞いています。引き続き様々な機会を通じて御意見を伺いながら、病院再編の協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、県立がんセンターの機能についての御質問にお答えいたします。

県立がんセンターが担ってきた機能については、東北大学病院を中心とした機能分担や連携などにより、新病院において必要な機能を確保したいと考えておりますが、研究所を含め、その在り方について、現在関係者と協議を行っているところであります。県といたしましては、今後、機能分担と連携の成果を県全体のがん医療の向上に生かしていきたいと考えており、具体的な対応について引き続き協議してまいります。

次に、重点支援区域の選定に係る条件についての御質問にお答えいたします。

先月十六日に国から重点支援区域に選定された際の条件については、財政支援等を

行う上での制約となるものではなく、新病院の開設に向けて、引き続き関係者に対する丁寧な説明に努めてほしいとの趣旨で付されたものと認識をしております。また、仙台市からの協議要請については、現在、今後のスケジュールや協議の進め方等について打合せを行っているところであります。当面は事務レベルでの協議を重ねた上で、できる限りの理解が得られるように努めてまいります。県としては、仙台市との協議を通じて、病院再編の必要性や効果を県民の皆様に変更してお示しし、関係自治体や地域住民の理解を得られるよう取り組んでまいります。

次に、名取の新病院の病床数及び統合に伴う職員の処遇についての御質問にお答えいたします。

新病院の病床規模については、基本合意書で定めた医療機能の実現のほか、将来の医療需要を踏まえた新病院の経営的な視点などを総合的に勘案し、四百床程度としたものであり、具体的な病床数については、今後、運営主体である日本赤十字社が策定する基本計画の中で、県や県立病院機構も関与しながら精査されるものと考えております。また、仙台赤十字病院及び県立がんセンターに勤務する職員の処遇につきましては、新病院の医療機能を踏まえた人員体制などが見えてきた段階において、三者で協議してまいりたいと考えております。なお、県立病院機構の職員につきましては、意向調査を丁寧に行った上で、県立循環器・呼吸器病センターの閉院時の対応などを参考にしながら、県立病院機構とともに、可能な限り職員の意向に沿った対応ができるよう努めてまいります。

次に、新病院に対する財政支援についての御質問にお答えいたします。

名取の新病院に対する財政支援や、県立がんセンターの解体等にかかる費用などに活用するため、来年度から令和九年度までの四年間で、約百四億円の基金積立てを行いたいと考えており、そのうち三分の二に当たる約七十億円が国から県に交付される見込みとなっております。また、このほか新病院に対しては、病床の減少に伴う給付金など約九億円が国庫から補助される見込みです。

次に、病院移転後の人員の確保についての御質問にお答えいたします。

東北労災病院と県立精神医療センターの富谷市への移転・合築については、基本合意の締結に向けて協議を進めている段階であり、両病院の具体的な姿などが定まってい

ないため、両病院の職員の不安や懸念が大きいものと認識をしております。現在、移転後の病院間の連携の在り方などの検討を行っているところであり、職員と意見交換を重ねる中で、移転・合築に対する理解醸成を図るとともに、高い士気ややりがいを感じながら、新病院で力を発揮していただけるよう、県といたしましても、労働者健康安全機構と県立病院機構とともに、おのおの職員の意向に十分配慮しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、サテライト案の協議状況についての御質問にお答えいたします。

現在、県立精神医療センターのサテライト案について、職員と意見交換を重ねながら検討を進めているところであり、今月十五日に開催した精神保健福祉審議会にも、現段階における検討案を報告したところであります。サテライト案に対しては、精神医療センター職員から、病床数の配分や人員配置など、様々な視点で意見が出されたところであり、県といたしましては、引き続き意見交換を重ね、サテライトを含めた精神医療センターの機能や人員体制、財政負担の規模などについて、丁寧に検討してまいりたいと考えております。なお、年度内の基本合意を目指して引き続き協議を進めてまいりますが、サテライト案の検討状況などを踏まえ、拙速にならないように取り組んでまいります。

次に、改めて患者や地域住民、関係者等と協議すべきとの御質問にお答えいたします。

仙台医療圏の病院再編につきましては、令和三年九月の協議開始以来、様々な機会を通じて、患者や地域住民をはじめ、病院関係者や専門家などの意見を幅広く伺うとともに、病院再編の検討過程において、できる限り意見を尊重するよう努めてまいりました。県といたしましては、病院再編が地域医療の課題解決に大きく寄与するものと考えていることから、その実現に向けて、引き続き丁寧に御意見を伺いながら協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、東京アンテナショップ宮城ふるさとプラザについての御質問にお答えいたします。

県では、昨年一月から十月にかけて五回にわたり、学識者や県内食品製造事業者などの有識者の方々に構成する、首都圏アンテナショップ在り方検討懇話会を開催してま



いりました。本懇話会では、食品分野における対面でのコミュニケーションの重要性や人口減少下における新規顧客開拓の必要性、急速な社会環境の変化に柔軟に対応できる施策展開の必要性などについて御意見を頂きました。これらの御意見を踏まえ、県では、来年二月に終期を迎える宮城ふるさとプラザの賃貸借契約の次期更新は行わないこととし、より多くの消費者の目に触れる機会を創出することができるよう、リアルとデジタル両面から、首都圏以外もターゲットに、県産品との接点や露出を増やす取組や販売情報分析・活用スキル向上につながる事業に重点的に取り組みたいと考えております。現在、公益社団法人宮城県物産振興協会において、新たなアンテナショップの設置を検討していると同っておりますので、県といたしましても、その動向を確認してまいります。なお宿泊税につきましては、現在、次回定例会以降に条例案を提案する準備を進めていくところではありますが、税込使途にしましては、インバウンド受入れ拡大に向けた宿泊施設整備支援などの観光産業の体制強化や、二次及び三次交通対策事業などの観光客の受入れ環境整備を中心に想定をしております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 復興・危機管理部長千葉章君。

〔復興・危機管理部長 千葉 章君登壇〕

○復興・危機管理部長（千葉 章君） 大綱一点目、災害対策の徹底と強化についての御質問のうち、複合的な災害発生時の被害想定や避難シミュレーション、及び複合災害に対応した防災計画についてのお尋ねにお答えいたします。

宮城県地域防災計画において、県や市町村、防災関係機関は、複合災害の発生の可能性を認識し、計画等の見直しや備えの充実に努めることとしております。昨年十一月に取りまとめた宮城県第五次地震被害想定調査では、宮城県沖地震を含む四つの地震とこれに伴う津波等による地震動や液状化、津波浸水等の分布範囲や、人的・物的被害の予測等を行い、その結果を地域防災計画へ反映したところであり、来年度には、震災対策アクションプランを策定することとしております。現行の地域防災計画は、災害別にまとめられておりますが、例えば原子力災害に関しては、自然災害が発生している場合の措置についても内容に含まれております。県としましては、引き続き訓練等を通じて避難計画の検証や改善を図り、必要に応じて各種計画を見直すことにより、防災・減災

に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱一点目、災害対策の徹底と強化についての御質問のうち、耐震改修や危険ブロック塀の改善推進についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではこれまで、阪神淡路大震災を契機に策定した宮城県耐震改修促進計画に基づき、市町村と連携しながら、住宅の耐震化や危険ブロック塀等の改善に取り組んできたところです。このうち、住宅の耐震化率は、約九二％と全国平均より高い水準で進捗しておりますが、今回の能登半島地震による住宅被害を踏まえると、住民の安全・安心を確保するためには、更なる取組の強化が必要であると認識しております。このため耐震対策費用の負担軽減を図るため、国や市町村と実施している助成制度に加え、住宅金融支援機構等と連携した高齢者向け融資制度の活用を周知するほか、施工事例をパンフレットで紹介するなど、引き続き耐震化の促進に取り組んでまいります。また、スクールゾーン内の危険ブロック塀等については、今年一月末現在、除却が必要な施設は約八五％、改修等が必要な施設は約三九％が改善されており、県といたしましては、今後も所有者に対して現地訪問などによる働きかけを強化するほか、助成制度の更なる活用を促すため、事例を紹介したパンフレットを新たに配布するなど、引き続き早期に改善が図られるよう努めてまいります。

次に、被災者の受入れと住宅提供体制の現状についての御質問にお答えいたします。県及び県内市町村では、令和六年能登半島地震被害を踏まえ、速やかに被災者の受入れが可能な公営住宅等について、二月十六日現在、合計百九十七戸を確保しており、国において、我が県を含む全国自治体の状況を一元的に取りまとめ、被災自治体への情報提供を行っております。県営住宅の提供に当たっては、収入要件を問わず敷金や家賃を免除するほか、必要書類の提出時期の柔軟な運用など、被災者の負担軽減を図ることとしており、また、被災者や親戚の方などから相談があった場合には、県営住宅に限らず、市町村で確保している住宅等の情報提供や希望住宅への内覧同行など、被災者に寄り添ったきめ細やかな対応を進めているところです。県といたしましては、引き続き県

内市町村と連携を図りながら、被災者の方が少しでも早く落ち着いた生活が送れるよう、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱四点目、県の教育行政についての御質問のうち、パワハラ行為に対する調査及び対応についてのお尋ねにお答えいたします。

学校という職場内で発生した教職員間のパワーハラスメントにより、将来有望な若手教職員が精神的ストレスを高め、自ら命を絶つという大変痛ましい結果となり、一人の大切な職員を失ったことは、ざんきの念に堪えません。御遺族には心からおわび申し上げます。今回のことにつきましては、教職員のパワーハラスメントへの認識・理解が欠如していただけではなく、組織的な対応が不十分であったと認識しております。管理職の対応については、当事者である両教諭から話を聞くなどしており、被処分者である男性教諭に対しては、メモを出すことをやめるよう指導していましたが、学校全体の問題として認識し、組織的に対応することは行われておりませんでした。県教育委員会では、被害職員が自死したという学校からの報告を受け、事実の確認・調査を進めてきたところであります。今回の事案については、パワーハラスメントに係るものであり、事実関係を慎重かつ十分に確認する必要があったため、その認定に時間を要したものであります。

次に、懲戒処分の基準見直しなどの対応方針についての御質問にお答えいたします。懲戒処分の基準の見直しについては、これまでも検討を続けておりましたが、このようなことを二度と起こさないという強い決意をもって、今回、再発防止策を示すにあたり、パワーハラスメントに係る基準を今年度中に見直すこととしたものであります。処分基準について、厳しい意見が寄せられていることについては、真摯に受け止めております。県教育委員会といたしましては、教職員一人一人がパワーハラスメントへの認識・理解を深められるよう、よりきめ細かな研修等の取組を実施してまいります。また、早期発見・早期対応が図られるよう、学校として組織的に対応することを徹底するとともに、県教育委員会として、管理職のマネジメントを支援するほか、当事者のみならず、

周りで気づいた職員も相談できるよう、教職員SOS相談窓口の新設等により、相談体制の充実を図るなど、教職員一丸となってパワーハラスメントの防止に取り組んでまいります。

次に、このような悲しい事態が二度と起きないようにするための教育長としての決意についての御質問にお答えいたします。

パワーハラスメントの防止と学校教育の信頼回復に向けた取組を徹底するため、先日、臨時の校長会議を開催し、このようなことを二度と起こさないという強い決意を持って、全ての県立学校長に対し、私から訓示を行うとともに、パワーハラスメント防止策を示したところであります。県教育委員会といたしましては、パワーハラスメント防止体制を抜本的に見直し、その防止に取り組み、全ての教職員が働きやすい環境を整備するとともに、我が県の教育行政の信頼回復に全力で取り組んでまいります。私は、職場の仲間とは、お互い助け合っていくべきものと考えております。今回、一人の教職員の貴い命が失われてしまったこと、守り切れなかったことを深く反省し、宮城で学ぶ子供たちのために、全ての教職員と認識を共にして、強い決意をもって取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 四十三番坂下賢君。

○四十三番（坂下 賢君） 御答弁ありがとうございます。仙台医療圏四病院の件について伺ってまいります。

精神医療センターの富谷・名取での本院・分院案について、さきに行われた県精神保健福祉審議会において、二拠点化でコストの増大を招く、医師確保が難しい、医療の質が下がる、当直を組むのが難しいなどの疑問や批判の声が相次いでおります。知事は、昨日の会見において、北と南に一か所ずつ病院があれば、患者の負担は間違いなく軽くなるというような発言しておりますが、この十三名の審議会委員のうち、十名が反対で三名が保留というようなことで、賛成は誰一人いなかったんですが、まず、この結果についての受け止めについてどう感じているのか、お聞かせいただけます。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 現時点では、まだ、案を示して、特に、ここに集約をすると、

意見をまとめるといったような段階ではなくて、その案に対していろいろ御意見を聞いている段階でございますから、それに対して、賛成か反対かという意見を取りまとめたということについては、ちよつと私としては納得ができない部分でございます。当然、精神保健福祉審議会の委員のメンバーの中に、いろんな御意見があるのは当然だということに思うのですが、私のところには、ぜひ早くやってくれと言っている声も多数寄せられておりますので、反対の声、賛成の声をいろいろ聞きながら、判断していくことになるということであります。

○副議長（本木忠一君） 四十三番坂下賢君。

○四十三番（坂下 賢君） 審議会のほうからは、やはりそういった疑問の声というものが出ているのは事実なんですよね。知事は前回、民間の公募案のとき、どんな意見が出ようと自分の考えに変わりはない、止めることができるのは議会だけというような、そういったかたくなな姿勢を示しておったんですが、その姿勢はまだ変わってないんですか、お聞きします。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然のことを言ったままでありまして、法令上、審議会が賛成・反対ということを意思決定することはできないんです。まるでその前の議論をずっと聞いていたら、我々が決めるんだというようなことをずっとおっしゃっていたので、いや、そうじゃないですよと、どうするのかということを決めるのは私であって、それを認めるか認めないかというのは県議会なんですと、僕はもう当たり前のことを言ったものでありますので、当然変わりはございません。

○副議長（本木忠一君） 四十三番坂下賢君。

○四十三番（坂下 賢君） 当たり前という知事の判断についてちよつと理解しかねますが、この精神医療センターと県との分院化をめぐるこの議論ですね、病院側からは、病床数、人員の不足、こういったものが指摘されておまして、この議論がなかなかみ合っていないというような、そういう話もあったようなのですが、この議会が終わってからは、また再度センターと協議するということをおっしゃっているんですが、患者である利用者、家族、センターの職員とか、そういう方々から声を聞くということはこれ非常に大事だと思うのですが、いつ聞くのでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 精神医療センターの患者さんに対して、いろいろ意見交換をしたいということは、度々投げかけているんですけども、先方のほうからですね、その時期ではないということでございますので、残念ながら実現をしていないということでございます。一方、仙台の北にお住まいの患者さん、あるいは関係者の方とは、既に意見交換をさせていただいたということもございました。決してそれを拒むものではありません。患者さんの意見を聞くのも非常に重要なんですけど、患者さんの状態が一番分かっていて、そしてどのような対応をすればいいのかという、治療の方法を御存じの関係者ですね、それは精神医療センターのスタッフだというふうに思いますので、まずそういう人たちとよく意見交換をして、そして、毎日のように患者さんと接してるわけですから、ある程度方針が固まったならば、そうした人たちの協力を得ながら、患者さんに接触をしていくということのほうが、病気の内容が内容だけに、私はそちらのほうが丁寧なのではないかなと考えているところでございます。患者さんのほうから、県のほうに直接会って話をしたいということであれば、それはもう喜んで、会ってお話をさせていただきますことになるというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 四十三番坂下賢君。

○四十三番（坂下 賢君） ぜひ患者さんの意見も聞いてほしいと思います。この二拠点化した場合、県の運営負担金、七億円とも八億円とも言われておりますが、それ以外に、最大七億円以上がかかると、赤字が出るというふうにも見込まれていますが、そこまですて富谷に移転するという、その意味があるのかどうか、理解できないんですけど、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） ちょっとあれ誤解されているなと思ったのはですね、減価償却が入ってくるんです。当然新しい病院ですから、新しい機材が入ると、その分減価償却出てきますから、仮に一つの病院にまとめたとしても、減価償却分出てきて、当然そういう見かけの数字は赤字になるということです。一方のサテライトの部分の造り方次第だと思います。本院と同じ立派な病院をドーンと建てれば、これは当然、二拠点化で大きな病院を二つ造って、同じようなスタッフを配置してとなると、本院と同じような病

院を二つ造ると、当たり前ですけども非常にお金がかかりますけれども、それは造り方次第で、今ある施設をうまく活用するといったようなことをすることによって、そちらは減価償却発生しなくなりますから、ですから、古い建物をリニューアルすると低く抑えられますから、そういう工夫をすれば、そちらのほうはそれほど大きな支出にはならないだろうと。ただし、人がたくさん要めることは間違いありませんから、長い目で見ると、人件費分は当然、費用としては出ていくことは間違いないというふうに思いますので、全く変わらないというような、そういった言い方はいたしません、結果として、県北の、北の方は非常に期待をされておられますので、実際、仙台市以外の市町村長さん方ですね、やったほうがいいという方ばかりでございまして、特に北の首長さんからは、早くしてほしいという声も届いておりますから、そういうことを考えますと、北の患者さんのことも考え、そして南のほうの患者さんのことを考えると、このやり方というのは私は間違ったやり方ではないかなというふうに思っております。ただ、説明が足りないということについては反省すべきだというふうに思っておりますので、更にしっかりと説明をするように努力してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 四十三番坂下賢君。

○四十三番（坂下 賢君） そうしますと、この分院を、現在の名取の建物を使うという事なんですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） それも含めて検討するというところでございます。

○副議長（本木忠一君） 四十三番坂下賢君。

○四十三番（坂下 賢君） そもそも精神の合併症患者や救急患者の受入れについて、労災病院とはどの程度これ話が進んでいるのか、そこが最大の肝ではないのかなというふうに思いますが、そこが進まない限り基本合意を結ぶことというのはできないと思いますし、病院再編計画の前提が崩れるというふうに思いますが、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 労災病院との話を今どんどん詰めているところであります。非常に難しいのは、よく他の地域の病院の合併の話をされるんですけども、公的病院同士だとか、あるいは公的病院が全体を飲み込むといったような話ではなくて、今回は民

間の病院の力を活用させていただいて、北の場合は、二つの病院を合築するという話でございまして、当然相手の病院の許可が、理解が得られないと、外に情報を出すことができないということがあります。日赤さんとがんセンターの話も、今まで出せなかったのは、やはり日赤さんが駄目だということであったので出せなかった。これからは日赤さんが前に出て住民説明会も自分たちでも開催するし、県と一緒に開催するというふうに言うてくださっております。これによって患者さんに対して直接いろいろ話をして疑問にも答えられるようになるということでもあります。したがって、まず基本合意まではですね、どう説明会をするにしても、労災さんの場合は、県だけしかできないと。そうするとなぜ必要なのかという大きな枠組みしか、まだ話せることはできないということしか、今の段階ではお話しできないということでもあります。いずれ基本合意ということになりましたならば、労災さんと一緒になって説明会なども開催できるようになるのではないかとというふうに期待しているところであります。